



「歩道空間オープンテラス」社会実験を振り返って

群馬県官民連携まちづくりPJチーム

過去に2021年9月1日発行の126号でもご紹介した社会実験「歩道空間オープンテラス」が今年の3月で終了しました。実施内容を振り返りながら、成果と課題について整理したいと思います。

■ 実施概要

コロナ禍でもまちなかの暮らしを安心して楽しめる環境づくりとして、歩行空間の民間事業者等による活用を促すため、県管理道路の歩行空間を飲食店等のテラス営業に利用しました。

- 対象者 商店街組合等の団体、飲食店等。1店舗単独での応募も可能
- 対象箇所 県管理道路で占用後に2.0m(歩行者の多い区間は3.5m)以上確保可能な区間
- 実施期間 令和2年7月23日～同年11月30日(令和5年3月31日まで延長)
- 道路占用料 社会実験と位置づけることで免除
- 申請支援 官民連携まちづくりPJチームが申請資料作成や管理者調整等を支援

■ 参加店舗・団体一覧

	路線	占用場所(占用者)	期間
前橋	前橋高崎線・新前橋停車場線	新前橋駅周辺(地元商店街組合)	R2.9~R2.11
//	前橋停車場線	ケヤキ並木(都市再生推進法人)	R2.10~R2.11
太田	国道407号	太田市東本町(飲食店)	R2.7~R2.11 R3.5~R4.3
桐生	桐生伊勢崎線	桐生市本町6丁目(飲食店)	R2.7~R2.11
//	//	桐生市本町6丁目(飲食店)	R2.8~R3.3
//	前橋大間々桐生線	桐生市末広町(飲食店)	R2.8~R5.3
//	//	桐生市末広町(飲食店)	R3.8~R4.3



なつかし屋(太田市)



モリムラ珈琲店(桐生市)



左門(桐生市)



シンバル(前橋市)

■ 成果と課題

- 今回の社会実験を通じた成果として、平成31年3月改定で新たに設けた県の道路占用許可基準(令第8号 物件一利便増進施設一)による許可の実例をつくることができました。
- 道路使用許可(警察所管)についても、①短期イベントに限定されるイメージを払拭し、長期的な道路使用許可も可能であることを警察に認知してもらえたこと、②事故が起きない実績を積み上げることができたことは、今後の関係者間調整を円滑に進める成果につながったと考えています。
- 1店舗単独でも応募可能としたことが着手しやすかった反面、商店街組合を通していないためエリア単位での面的な広がりにつながりにくい結果となりました。道路使用許可を得る際には地方公共団体の後援が必要となることもあり、今後の歩道空間活用を進める上で、商店街組合や市町村との連携が欠かせないことが課題として浮き彫りになったと感じています。

■ 最後に

今回の社会実験では、駅前の市道でも実施したいという相談を受けた地域もありました。県道に限らず市道も含めて駅前等の「エリア全体」で道路占用許可が出せるようにするなど、より良いまちづくりのために、県と市町村の連携もより強くしていければと思います。